

鎌倉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年（2026年）3月31日

鎌倉市教育委員会教育長

高橋 洋平

鎌倉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

鎌倉市教育委員会公印規則（昭和27年11月教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中

「

第6条第1項 第7条第2項 第7条の2第2項及び第4項 第9条	総務部長	総務課長
--	------	------

を

」

「

第6条第1項 第7条第2項 第7条の2第2項及び第4項	総務課長	教育総務課長
第9条	総務部長	教育文化財部長

に改める。

」

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。